がん等を早期発見するための検診です ID 1018628

がん検診等の受付は、保健総務課 事業グループ(中保健センター内)になりました。

各検診は1年度ひとり1回の受診に限ります。2回以上の受診が判明した場合、2回目以降の検診費用はご負担していただくことになります。

種別	内容	対象者	一部負担金	実施期間
胃がん検診(※1) **●令和2年度に一宮市の内視鏡検査を受けた方は受診できません。**	問診、胃内視鏡検査	今年度に50歳以上になる方で、**生まれ月が奇数月**の方 (昭和47年3月31日以前に生まれた方) **事前に事業グループへの申し込みが必要です**(20ページ参照)。	3,000円	5月16日〜12月
	問診、胃部X線検査	今年度に40歳以上になる方 (昭和57年3月31日以前に生まれた方)	2,000円	5月〜10月
大腸がん検診	問診、便潜血反応検査(2日法)	同上	500円	5月〜10月
肺がん・結核検診(※2)	問診、胸部X線検査	同上	無料	5月〜10月
	かくたん検査	※医師が必要と認めた方のみの実施となります。	1,000円	5月〜10月
肝炎ウイルス検査	B型・C型肝炎ウイルス検査	今年度に40歳以上になる方で、これまでに肝炎ウイルス検査をしたことがない方 (昭和57年3月31日以前に生まれた方)	無料	5月〜10月
前立腺がん検診	PSA(前立腺特異抗原)検査(血液検査)	今年中に「50歳以上で5歳間隔の節目年齢」になる男性(昭和46・41・36・31・26・21・16・11・6・元年、大正15年・・・生まれの男性)	1,500円	5月〜10月
乳がん検診(※3)	問診、視診、触診、マンモグラフィ検査	今年度に40歳以上になる女性 (昭和57年3月31日以前に生まれた女性) **※ただし、令和2年度に一宮市の乳がん検診を受けた方は受診できません。(今年度の無料クーポン券対象者を除く)**	1,000円	5月〜12月
		無料クーポン券対象者(※5)	無料	5月〜12月
子宮頸がん検診	問診、視診、細胞診、内診	今年度に20歳以上になる女性 (平成14年3月31日以前に生まれた女性)	1,000円	5月〜12月
		無料クーポン券対象者(※5)	無料	5月〜12月
結核検診	問診、胸部X線検査	今年度に16歳以上39歳以下の方 (昭和57年4月1日〜平成18年3月31日生まれの方)	無料	5月〜10月
生活保護受給者の方の特定健康診査(※4)	問診、身体診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査他	今年度に40歳以上になる方 (昭和57年3月31日以前に生まれた方)	無料	5月〜10月
節目歯周病検診	一般歯科健康診査、歯周病検査	平成3・昭和61・56・51・46・41・36・31・26・21・16年生まれの方 ※平成3・昭和56・46・36・26・16年生まれの方は、ハガキでも案内しております(受診にハガキは不要です。)。	無料	5月〜12月

※1 胃がん検診は、同じ年度内で内視鏡検査、またはX線検査のどちらかの受診となります。
また、内視鏡検査を受診された方は、翌年度は市の胃がん検診(X線検査を含む)を受けることができません。
※2 肺がん検診は結核検診を併せて行います。毎年検診を受けましょう。
※3 乳房専用X線撮影装置(マンモグラフィ)を使用しますので、妊娠中または妊娠の可能性のある方、授乳中の方、断乳後6か月以内の方、豊胸手術を受けている方、ペースメーカーを装着されている方は受診できません。
※4 「健康診査受診券(兼申込書)及び確認書」と特定健康診査受診票が必要です。事前に生活福祉課で発行を受けてお持ちください。
※5 令和2年度のクーポン券対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響により受診ができなかった方は、事業グループにご連絡ください。

実施場所 市内協力医療機関(7・8ページ参照)
※最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください。 ID 1024841

持ち物 健康保険証など年齢・住所が確認できるもの、健康手帳(お持ちの方)

申し込み 直接各医療機関へお申し込みください。
※胃がん検診の内視鏡検査は事前に事業グループへの申し込みが必要です(20ページ参照)。

注意事項 検診のほかに診察を受けられた場合は、診察代が必要となります。
また、検診の結果、詳しい検査や治療を行う場合は、別途費用が必要となります。
結果の説明を受ける際には健康保険証をご持参ください。

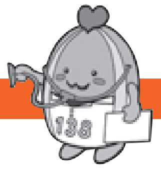

☆☆☆一部負担金の免除について☆☆☆

次のいずれかに該当する方は、一部負担金が免除になります。

①後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
②生活保護世帯の方
③市民税非課税世帯の方
(世帯全員の方が非課税です。)

①に該当する方・・・
医療機関の窓口に後期高齢者医療被保険者証をご提示ください。

②または③に該当する方・・・
手続きが必要ですので、**受診する前に事業グループ**にお問い合わせください。

[問い合わせ] 保健総務課 事業グループ ☎72-1153